

# 港湾局マンホール鋳鉄ふたの設置に関する特記仕様書

令和7年7月 港湾局

## 1 総則

適用にあたってはこの特記仕様書のほかに、「横浜市土木工事共通仕様書」、「下水道用鋳鉄製マンホールふた JSWAS G-4-2023 本文(公益社団法人日本下水道協会)」による。なお、「JSWAS G-4-2023 付属書及び参考資料」については適用除外とし、適用する場合は発注者と別途協議すること。

## 2 適用範囲

この特記仕様書は、横浜市港湾局管理施設の工事等において、港湾局マンホール鋳鉄ふたを設置する場合に適用する。

## 3 種類

この特記仕様書を適用する、マンホール鋳鉄ふたの製品は「マンホール鋳鉄ふた ふた径600(T-25又はT-14)」及び「表面絵柄を下記に示すデザインのもの」とし、別種類を使用する場合は発注者と別途協議すること。



### 【主な名称表示】

名 称	汚水	雨水	電気	通信
名称表示	おすい	うすい	電気	電話

#### 4 使用承諾について

試験成績書、認定証票（公益社団法人日本下水道協会が発行する下水道用資器材製造工場認定書）等を添付した使用材料承諾願を本市監督員に提出し、承諾を得たうえで使用すること。

##### 【使用承諾に添付する図書】

名 称	添付図書
マンホール鋳鉄ふた ふた径600 (T-25又はT-14)	○試験成績書 ○認定証票又は認定書
枠変形防止機能付き高さ調整部材	○試験成績書※ ・試験成績書が無い場合は製品の規格等が確認できる書類
無収縮流動性モルタル	○試験成績書 (「JSWAS G-4-2023【参考資料2】1.1.2 無収縮流動性モルタルの性能」を満たすこと)

##### ※枠変形防止機能付き高さ調整部材の試験成績書について

枠変形防止機能付き高さ調整部材については、ボルト緊結時に受枠が変形しない性能を有すること。試験方法については「JSWAS G-4-2005【参考資料5】6. 枠変形防止性能試験」によることができ、規格値が以下に示す目標値を満たすこと。

##### 【規格値の目標】

目 標 値
変形量 0.2mm 以下

#### 5 その他

この特記仕様書に定めていない事項については、別途監督員の指示による。